

大学院薬学研究科の学位論文及び学位論文審査の取扱いに関する内規

令和3年12月22日 制定

(趣旨)

第1条 岩手医科大学大学院薬学研究科（以下、「本研究科」という。）における学位論文及び学位論文審査の取扱いについては、岩手医科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）及び岩手医科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学位論文」とは、学位規程第4条第1項又は同条第14条第1項の規定により岩手医科大学に提出する論文のことをいう。
- (2) 「学位申請」とは、学位規程第4条第1項又は同条第14条第1項の規定により、学長に学位論文を含む所定の書類を提出し、学位の授与を申請することをいう。
- (3) 「主論文」とは、学位申請者が筆頭著者となり公表した論文で、学位論文の骨格を成す論文のことをいう。
- (4) 「参考論文」とは、学位申請者が筆頭著者又は共著者となり公表した論文で、学位論文の作成にあたって参考とした論文のことをいう。

(学位申請)

第3条 本研究科の在学者で、博士（薬学）の学位申請をしようとする者は、学位申請に際し、学位規程第4条に定めるもののほか、薬学研究科委員会が指定する書類を提出しなければならない。

2 学位規程第14条第1項の規定に基づく論文の提出による博士（薬学）の学位申請に関する手続き及び提出書類については、別に定める。

(学位論文審査の開始)

第4条 薬学研究科委員会は、学長から学位論文の審査を付託されたとき、当該各号に掲げるそれぞれの区分において、申請者がその全ての要件を満たすことにより、学位論文審査を開始するものとする。

- (1) 本研究科の在学者で、博士（薬学）の学位申請者
 - ア 所定の科目について30単位以上修得している又は修得見込みであること
 - イ 薬学研究科委員会が実施する初期審査及び中間審査を受審していること
 - ウ 主論文1編以上を有すること
 - エ 主論文が、査読制度のある欧文の学術雑誌に掲載している又は掲載が決定していること
 - オ 参考論文2編以上を有すること
 - カ 参考論文の全てが、査読制度のある学術雑誌に掲載している又は掲載が決定していること
- (2) 学位規程第14条第1項の規定に基づく論文の提出による博士（薬学）の学位申請者
 - ア 薬学に関する十分な見識、研究歴、及び研究実績を有すること
 - イ 主論文1編以上を有すること
 - ウ 主論文が、査読制度のある欧文の学術雑誌に掲載している又は掲載が決定していること
 - エ 参考論文2編以上を有すること
 - オ 参考論文の全てが、査読制度のある学術雑誌に掲載している又は掲載が決定していること

2 薬学研究科委員会は、申請者が前項に該当しないと判断した場合、当該申請者の学位論文審査の開始を保留し、これを通知する。

(学位論文審査委員)

第5条 薬学研究科委員会は、学位論文審査の開始に際し、学位規程第7条(学位規程第15条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める学位論文審査委員(主査1名、副査2名以上)を当該各号のそれぞれに該当する者から選出する。

(1) 主査 大学院担当教員の教授で、学位申請者の学位論文及び主論文の共著者でない者

(2) 副査 大学院担当教員であって、学位申請者の学位論文及び主論文の共著者でない者

2 前項において、副査は原則として2名とする。ただし、薬学研究科委員会が必要と認めた場合には前項2号に該当する者からさらに2名まで加えることができるものとする。

3 薬学研究科委員会は、前条1項1号の申請者に対する学位論文審査委員として、別に定める初期審査及び中間審査の審査委員を選出することが出来る。但し、本条第1項各号に反する場合はこの限りでない。

(学位論文の審査)

第6条 学位論文審査委員は、別表に定める審査基準により学位論文を審査し、その結果を論文審査結果の要旨(別紙様式1)として薬学研究科委員会に報告する。

(最終試験)

第7条 学位論文審査委員は、学位規程第8条の規定により最終試験を実施する。

2 最終試験は学内者に公開して実施し、学外者の参加を妨げない。

3 学位論文審査委員は、最終試験を評価し、その成績を最終試験結果報告書(別紙様式2)にて薬学研究科委員会に提出する。

4 最終試験の成績は、「合格」又は「不合格」とする。

(学位の試験準用規程)

第8条 学位規程第14条第1項の規定に基づく論文の提出による博士(薬学)の学位申請者の学位の試験については、前条を準用する。この場合において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

(その他の試験)

第9条 学位規程第14条第1項の規定に基づく論文の提出による博士(薬学)の学位申請者の学位論文審査委員は、申請者に対して外国語(英語)に関する口頭試問又は筆頭試問を実施し、この成績について、第7条第4項による試験成績と併せて薬学研究科委員会に報告する。

(薬学研究科委員会による議決)

第10条 薬学研究科委員会は、学位規程第12条の定めるところにより、学位申請者が提出する論文内容の要旨、並びに学位論文審査委員が提出する論文審査の結果の要旨及び最終試験又は試験の成績をもって、学位論文審査の可否を議決する。

2 第4条2項の規定により、学位論文審査を開始せず1年を経過した者の学位論文審査については、これを不合格とする。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、薬学研究科委員会の議を経て薬学研究科長が行う。

(雑則)

第12条 この内規の運用に関し必要な事項は薬学研究科長が定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。(修士課程の廃止に伴う改正)

薬学研究科 学位論文審査基準

観点	審査基準
① 研究課題の設定	過去の研究及び医療における社会的状況を十分に調査した上で研究課題が設定され、設定された研究課題には独創性と共に適切な学術的意義が含まれている。
② 課題解決方法の設定	課題解決に向けた仮説や方法が、過去の研究と比較して明確な相違点や新規性を含み、結果を導くために適切であると共にその考え方や手法が研究領域において十分に認められるものである。
③ 研究結果の解析	実験結果や調査結果等の結果について適切な解説が行われ、その判断が客観的観点からも適切であり、その解釈は研究領域において一般的に認められるものである。
④ 結論の論述	研究課題に対して、課題解決方法及び研究結果を適切に解釈し、導き出された結論には一貫性と独創性があり、研究領域の進歩に貢献するとともに社会的意義を有し、優れた成果を提供している。
⑤ 指針や規程への対応	本学の研究倫理指針のほか、当該研究実施に関連する法令や規程等を遵守している。また、利益相反や研究費助成に関して適切に対応している。
⑥ その他	論文の内容は博士の学位論文として妥当であり、高度な知識と技術のもとに構築され、研究領域や社会的意義に果たす役割は国際的にも認められるものである。また、申請者は豊かな学識を有し、研究領域において今後も貢献することが期待できる。

論文審査の結果の要旨

学位論文審査委員

主査 [職名][氏名] ([所属分野])

副査 [職名][氏名] ([所属分野])

副査 [職名][氏名] ([所属分野])

学位論文提出者氏名

学位論文審査の結果の要旨及び審査上の意見

試験・試問の結果の要旨

最終試験結果報告書 (博士)

薬学研究科長 殿

学位論文審査委員

主査 _____ (印)

副査 _____ (印)

副査 _____ (印)

学位論文について岩手医科大学学位規程に基づき最終試験を実施した結果、以下のとおりとなりましたので報告します。

学位論文提出者氏名： _____

評価項目	評価の観点	ABCD
研究テーマの立て方 (目的)	独創性がある。	
	明確である。	
	実現可能である。	
関連領域の知識 ※	関連情報を収集している。	
	収集した情報を研究に関連づけて整理・活用できている。	
研究方法の妥当性 (方法)	目的にふさわしい研究方法を用いている。	
	研究方法の分析の視点が明示されている。	
結果の分析能力 (結果)	研究結果から得られた情報を的確に分析している。	
	研究結果を論理的・体系的にまとめている。	
	研究結果から得られた情報の類似点、相違点、重要な型 (パターン化) の発見がなされている。	
結論 ※	研究結果から明らかになった事を明確化し、専門的知識を用いて理論的に説明できている。	
文章作成力	基本主張に基づいて論旨を展開できている。	
	文体は明確である。	
	投稿形式に従い、論文を作成できている。	
口頭伝達力 ※	研究成果を示すのに適切な材料 (スライド等) を準備している。	
	研究成果を理解しやすいように工夫された口頭発表である。	
	質問を理解し適切な回答を示している。	
最終試験成績 (いずれかを○で囲む) 合格 ・ 不合格		

【評価の判定】

1. 主査・副査の合議の上、総合的に判断し、4段階 (A (優)、B (良)、C (可)、D (不可)) で評価する。
2. ※印が付された項目については特に積極的に質問し、評価する。
3. D評価が1つでもある場合は「不合格」とする。

試験結果報告書 (論文提出による学位申請)

薬学研究科長 殿

学位論文審査委員

主査 _____ ⑩

副査 _____ ⑩

副査 _____ ⑩

学位論文及び外国語に関する能力について、岩手医科大学大学院学則及び岩手医科大学学位規程に基づき試験を実施した結果、以下のとおりとなりましたので報告します。

学位論文提出者氏名： _____

評価項目	評価の観点	ABCD
研究テーマの立て方 (目的)	独創性がある。	
	明確である。	
	実現可能である。	
関連領域の知識 ※	関連情報を収集している。	
	収集した情報を研究に関連づけて整理・活用できている。	
研究方法の妥当性 (方法)	目的にふさわしい研究方法を用いている。	
	研究方法の分析の視点が明示されている。	
結果の分析能力 (結果)	研究結果から得られた情報を的確に分析している。	
	研究結果を論理的・体系的にまとめている。	
	研究結果から得られた情報の類似点、相違点、重要な型 (パターン化) の発見がなされている。	
結論 ※	研究結果から明らかになった事を明確化し、専門的知識を用いて理論的に説明できている。	
文章作成力	基本主張に基づいて論旨を展開できている。	
	文体は明確である。	
	投稿形式に従い、論文を作成できている。	
口頭伝達力 ※	研究成果を示すのに適切な材料 (スライド等) を準備している。	
	研究成果を理解しやすいように工夫された口頭発表である。	
	質問を理解し適切な回答を示している。	
学位に関する試験成績 (いずれかを○で囲む) 合格 ・ 不合格		
外国語に関する能力	英文の理解又は作成に関して十分な能力を有している	
外国語試験成績 (いずれかを○で囲む) 合格 ・ 不合格		

【評価の判定】

1. 主査・副査の合議の上、総合的に判断し、4段階 (A (優)、B (良)、C (可)、D (不可)) で評価する。
2. ※印が付された項目については特に積極的に質問し、評価する。
3. D評価が1つでもある場合は「不合格」とする。